

2 障害福祉サービス再開に向けた支援事業(2)在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における環境整備への助成事業

対象事業所(令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所)	基準単価 (千円)	単位	交付額の算定	対象経費の例
療養介護	200	事業所	・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。  ・1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。	「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用 ・長机、飛沫防止パネルの購入費 ・換気設備の購入及び設置に要する経費 ・電動自転車等の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・感染防止のため内装改修費
生活介護	200	事業所		
自立訓練(機能訓練)	200	事業所		
自立訓練(生活訓練)	200	事業所		
就労移行支援	200	事業所		
就労継続支援A型	200	事業所		
就労継続支援B型	200	事業所		
就労定着支援	200	事業所		
自立生活援助	200	事業所		
児童発達支援	200	事業所		
医療型児童発達支援	200	事業所		
放課後等デイサービス	200	事業所		
短期入所	200	事業所		
居宅介護	200	事業所		
重度訪問介護	200	事業所		
同行援護	200	事業所		
行動援護	200	事業所		
居宅訪問型児童発達支援	200	事業所		
保育所等訪問支援	200	事業所		
計画相談支援	200	事業所		
地域移行支援	200	事業所		
障害児相談支援	200	事業所		

※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること